

夏季デフリンピック代表選手選考規程

第1条

一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という）がこの規程を定める目的は、デフリンピックの日本代表選手（以下「選手」という）がメダル獲得することにある。

本選考規程は日本を代表しメダル獲得する可能性の最も高い選手を選考するための基準を定めたものである。

第2条

- (1) 主な競技会に日本を代表する選手を選考する最終的な権限は本協会にある。
- (2) 全ての選考において、強化統括部長・本協会理事は主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行うように努める。
- (3) 強化統括部長・本協会理事は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

第3条

夏季デフリンピックへの日本代表選手選考は強化統括部長・本協会理事が決定する。

強化統括部長が選出メンバー案を決定し、本協会理事に提出する。本協会理事が審議の上、出席の過半数の賛成を獲得したものを代表として選出する。選考に際しては、最もメダル獲得が期待できる選手を念頭に以下の選考基準を参考にする。

代表決定後、速やかに強化統括部長・本協会理事は代表選手の発表を行う。

第4条

夏季デフリンピックによる選考基準について

- (1) 世界ろう者テニス選手権成績（単複ベスト8以上）
- (2) アジア太平洋ろうスポーツ大会戦績（上位1・2位）
- (3) JDTA 選手権大会成績（ベスト4以上）
- (4) 全国ろうあ者体育大会成績（単ベスト4以上）
- (5) 選考レース成績（上位順）
- (6) 強化合宿での練習試合、交流試合の成績
- (7) 補欠は、選手選考会の成績を考慮して総合的に判断する

第5条

代表選手として選考対象となるのは以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 全日本ろうあ連盟および本協会の会員であること

- (2) 国際ろうあスポーツ連盟デフリンピック規程による聴力条件を満たしていること
 - (3) 日本国籍を有していること
 - (4) 聴覚障がい者テニスを理解し、社会規範を遵守していること。
 - (5) ドーピング防止規程にある日本代表選手としての資格を満たしていること。
- 代表選手は、日本の聴覚障がい者テニス選手の中から日本代表として選抜された選手であり、日本代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

第6条

以下の事例の場合は、代表選手発表後であっても、本協会は当該選手を代表として認めない権利を有する。

- (1) 選手が大会に出場するための準備が不十分であるか、強化合宿に十分に参加しなかった場合
- (2) 第5条(4)に示すような日本選手団の一員としての適格性に欠ける行為があった場合
日本選手団の一員として相応しい人格を有し、言動、態度が適切であり、聴覚障がい者テニスを理解し、社会規範を遵守すること等
- (3) 医師の診断
当該選手に対し、大会に出場できるか否かを見極めるために本協会の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の選手が大会に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険がないか、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、伝染病等）の判断に基づき、この時点での出場可否を強化統括部長・本協会理事が決定する。

上記の理由により代表選手の取り消しがあった場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

(改廃)

第7条

この規定の改廃は、理事会が行う。